

請 願 文 書 表

令和 4 年 6 月 1 日 提出

受理番号	1	受理年月日	令和 4 年 5 月 2 4 日
件 名	「消費税インボイス制度の導入中止を政府に求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 者	住 所	大和市南林間 1 丁目	
	(職)	諸要求実現県央四市共同行動実行委員会	
	氏 名	実行委員長 永澤 三郎	
紹介議員		佐々木 弘	

要 旨

消費税インボイス制度の導入中止を求める意見書を政府に提出して下さい。

理 由

外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上にかかる消費税から仕入・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上が1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付

けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること
に懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の導入は中止すべきです。

以上のことから、地方自治法１２４条の規定により、標記の事項を請願いたします。